

各位

八代市農業再生協議会

令和8年熊本地震に伴う水稲作物の特例措置等について

令和8年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

地震の影響等による水不足が原因で「出穂が見込めない」「枯死している」といった被害が発生している水稲作物に対する経営所得安定対策等の特例措置等が国から示されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

ご不明な点がありましたら、八代市農業再生協議会へご連絡ください。

記

○経営所得安定対策等の申請で「取組計画書」を提出済みの方

①WCS用稲を早期に刈り取る場合

水不足によりWCS用稲の出穂が見込めない場合は、出穂前の刈取りであっても交付金の対象となる場合があります。

＜注意事項＞

- 刈取り前に、八代市農業再生協議会へご連絡ください
- 刈取り前に、圃場全体と稲の生育状況が分かる写真を撮影してください
- 実需者（WCS用稲等の供給先）へ、供給が困難となることをお伝えください
- 実需者との契約内容の変更は、行わないでください

②WCS用稲が枯死し、すき込みを行う場合

水不足によりWCS用稲が枯死し、収穫が困難となった場合は、すき込み処理を行っても交付金の対象となる場合があります。

＜注意事項＞

- すき込み前に、八代市農業再生協議会へご連絡ください
- すき込み前に、圃場全体と枯死の状況が分かる写真を撮影してください
- 実需者（WCS用稲等の供給先）へ、供給が困難となることをお伝えください
- 実需者との契約内容の変更は、行わないでください

③主食用米からWCS用稲等の作物に変更する場合

水不足により主食用米の栽培が困難な圃場については、次の作物への変更が可能です。

・WCS用稲 ・飼料用米 ・青刈り稲

変更する場合は、営農計画書の変更手続きが必要となりますので、八代市農業再生協議会の各窓口にお越しくください。

[手続窓口]：八代市農業再生協議会窓口（裏面参照）

[手続期限]：9月11日（金）

○「取組計画書」を提出していない方  
○経営所得安定対策等の申請を行っていない方

経営所得安定対策等の申請において、取組計画書を提出していない方や、経営所得安定対策を申請していない方についても、水不足により主食用米の栽培が困難な圃場については、主食用米からWCS用稲への用途変更が可能です。

希望する場合は、次の手続きを行ってください。

なお、主食用米の被害が農業共済の補償対象となる場合、用途変更を行うよりも共済金の支払額が有利となる場合もありますので、慎重にご検討ください。

また、生育の状況から刈り取りができない場合は、交付されない場合もありますのでご承知おきください。

① まずはご相談ください

八代市農業再生協議会の各窓口へ、電話または来庁にてご相談ください。

② コントラクターを確保してください

WCS用稲の刈取りを行うコントラクター（作業受託事業者）を確保してください  
コントラクターの確保ができましたら、**9月11日（金）**までに八代市農業再生協議会の各窓口へご連絡ください。

③ 必要な書類を準備して手続きをしてください

以下のものをご準備のうえ、**9月18日（金）**までに八代市農業再生協議会の各窓口へお越しください。

- ☐ 通帳
- ☐ WCS用稲に変更を行う主食用米の作業日誌
- ☐ 取組圃場ごとの状況が分かる写真（スマートフォンで撮影した写真でも可）

**【問い合わせ】八代市農業再生協議会**

|          |       |           |
|----------|-------|-----------|
| 八代市役所 4階 | 農業振興課 | ☎ 33-8751 |
| 千丁支所 1階  | 産業建設課 | ☎ 46-1102 |
| 鏡支所 2階   | 産業建設課 | ☎ 52-7842 |

~~~~~

＜お知らせ＞営農計画書に基づく現地確認を再開しています

地震の影響により中止していた現地確認を8月中旬頃から順次再開しています。

- 被災状況を考慮し、農業者の立会いは不要です（東陽地区を除く）
- 行政職員及び関係団体職員のみで実施します
- 現地確認の結果は10月頃を目途に確認野帳を送付します